

八雲地域の
のみ

事業系一般廃棄物処理 手数料の納付申告を してください

八雲町のごみ収集運搬を利用する事業所については、町条例に基づく処理手数料の納付申告が必要です。

【事業系一般廃棄物とは】

事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理することになります。八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。

【納付申告の対象事業所】

事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用している事業所。

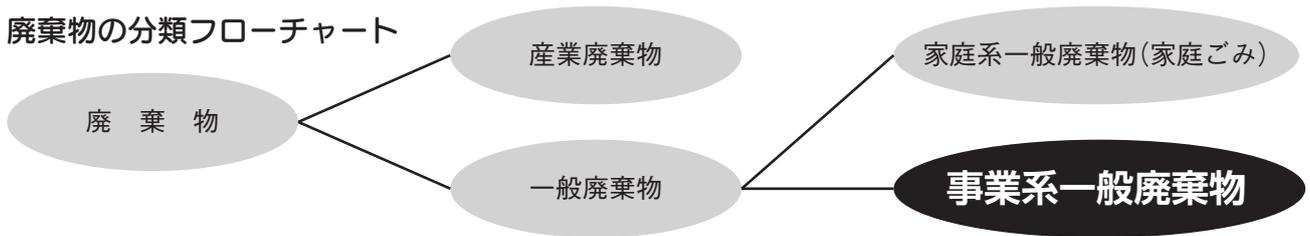
【申告・更正等に必要な書類】

下記の表のとおり、各書類を環境衛生係の窓口へ提出してください。必要書類は環境衛生係窓口にあります。

申告・更生等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①町のごみ収集運搬を利用して事業系一般廃棄物の処理を行う事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖等で手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

廃棄物の分類フローチャート



【問い合わせ先】 環境水道課 環境衛生係 ☎0137-63-2020 FAX0137-62-2120

火災等発生情報の 配信方法の変更に ついて

消防本部通信指令室設備の更新(119番関連)に伴い、電話音声にてお知らせしていた「火災等発生情報(☎0137-62-4444)」を終了しました。

また、Twitterを活用して配信している「八雲消防配信サービス」についても、3月31日をもって終了しました。

4月1日からは、「八雲町LINE公式アカウント」にて配信となりますので、そちらより登録し、ご確認ください。

【問い合わせ先】

消防本部警防救急課

通信指令係

☎0137-63-2686

△広告



服部醸造株式会社

八雲町わくわく商品券
ご利用でお買い物の方

定価の10%off 3/19~7/31

ご来店でお買い上げの方 プラス商品一つプレゼント
〒049-3105 八雲町東雲町27番地
TEL 0137-62-2108
FAX 0137-63-3588
mail yumiko@maru-8.net



△広告

屋根・内装・外壁・店舗・吹付各種・シーリング・防水工事

その他・塗装全般でお困りの方お気軽にご相談ください。
※日中は携帯の方をお願いいたします。



塗装工芸 さい せん 彩 鮮

〒049-3117 北海道二海郡八雲町栄町78-4
TEL&FAX 0137-60-0765
携 帯 080-5639-5916